

介護保険サービスの人員、設備等に関する基準を定める条例等の一部改正案について

千葉市では、介護保険の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を定める条例を改正します。

つきましては、「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等の一部を改正するためのパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨

介護保険の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める国の省令改正により、介護保険サービス事業所等に係る指定基準を定める条例を改正するもの。

なお、指定基準は国の省令に沿って条例で定めることとされているため、今回の改正内容は、国の省令改正と同内容としている。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間

令和3年1月25日（月）～2月8日（月）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://city.chiba.jp/go/psc>

イ 市内施設での閲覧

介護保険事業課（中央コミュニティセンター1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館

3 意見の募集

(1) 募集期間

令和3年1月25日（月）～2月8日（月）

(2) 提出方法

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 介護保険事業課

イ FAX 245-5621

ウ 電子メール kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

エ 持参 介護保険事業課、各区役所地域振興課

(3) 市民等への周知

ア ちば市政だより 2月号掲載

イ 市ホームページ 令和3年1月25日（月）公開

(4) 市の考え方の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和3年2月に市ホームページで公表する予定です。

なお、住所、氏名などの個人情報は公表しません。

4 今後のスケジュール

令和3年1月25日～ パブリックコメント手続の実施

令和3年第1回定例会に議案上程

4月 1日 条例施行（規定の一部は公布日施行とする）

5 添付資料

千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）の概要